

令和8年度 京都市

市民税非課税世帯の方へ
(※生活保護受給世帯を除く。)

高校進学・修学支援金支給事業 ＜学用品購入等助成金＞

京都市では、市民税が課税されていない世帯の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的に、学用品購入などの費用を助成しています。

【申請受付期間】

令和8年**10月1日(木)**～ 令和9年**3月31日(水)**

※ 郵送による申請の場合は令和9年3月31日消印分まで有効です。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。

※ 窓口での受付については、休日（土日祝）及び年末年始は行っていないので、ご注意ください。

※ 上記の申請受付期間内に申請書が提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができません。余裕をもってお早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

～この事業は、府市協調のもと、京都府の補助金も活用して実施しています～

母子家庭など京都府制度の適用対象世帯は、入学支度金の全額、学用品購入等助成金の一部に京都府からの補助金を受けて支給しています。そのほかの世帯には、京都市から全額を支給しています。

＜ お問い合わせ先・申請先 ＞

京都市子ども家庭支援課分室(奨学金担当)

電話:(075)222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所北庁舎6階
FAX (075) 251-1132 (FAXによる申請はできません)



京都市
CITY OF KYOTO



1 対象となる方について

以下の（１）から（４）の全てに該当する高校生等が対象となります。

（１）扶養者が申請日時時点で京都市の区域内に居住していること。

（２）世帯員全員が、令和８年度市民税が非課税（免除含む。）であること。（生活保護受給世帯除く。）

※ 令和８年度市民税課税世帯のうち、均等割減免制度の廃止に伴う経過措置の対象者に該当する世帯は、本制度の対象者となる場合があります。（別途個別通知あり）

※ 同居の方（住民票が別世帯となっている方も含む）及び別居の方（単身赴任等で別居されている方のうち、対象となる高校生の生計費を負担されている方）についても市民税が非課税であることが要件となります。

（３）学校教育法に規定されている下記の高等学校等に修学していること。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 高等学校 | ☐ 高等専門学校の第３学年まで |
| ☐ 中等教育学校の後期課程 | ☐ 専修学校の高等課程 |
| ☐ 特別支援学校の高等部（専攻科を除く。） | |
| ☐ 学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程 | |

※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限が４年生の方も対象となります。

（４）同一学年で過去にこの学用品購入等助成金の支給を受けていないこと。

※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限を上限とし、同一学年での支給は一人１回限りとなります。（ただし、病気などのやむを得ない事情で留年されている場合は、京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）までご相談ください。）

2 支給額について

学用品購入等助成金については、京都府の「京都府奨学のための給付金（２ページ参照）」と併給調整のうえ、支給しています。（「京都府奨学のための給付金」と合わせて１４４,０００円となるように、学用品購入等助成金を支給しています。）

「京都府奨学のための給付金」を受給することができる方は、府給付金の支給決定後に「京都府奨学のための給付金」の支給決定通知書の写しを添えて、子ども家庭支援課分室まで申請してください。

※ 支給決定通知書の送付時期については、次ページの参考欄をご確認ください。

《令和８年度学用品購入等助成金の支給額》

国 公 立	全日制・定時制	通信制	府給付金対象外
府給付金支給額	143,700 円	50,500 円	—
本市支給額	300 円	93,500 円	144,000 円

私 立	全日制・定時制	通信制	府給付金対象外
府給付金支給額	152,000 円	52,100 円	—
本市支給額	—	91,900 円	144,000 円

※ 詳細は、「京都府奨学のための給付金」担当課（２ページ参照）までお問い合わせください。

※ 同種の奨学金を受給することができる方は、学用品購入等助成金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。（同種の奨学金の受給対象者でありながら、未申請の方も同様です。）

※ 京都府給付金の支給決定通知書の写しを紛失した場合等でも、本市から京都府に受給状況を確認する等により、支給金額を算定します。京都府に確認できない場合、別途、書類の提出が必要となることがあります。

3 申請手続について

学用品購入等助成金の支給を受けるには、申請手続が必要です。（前年度に受給している場合でも、新学年の学用品購入等助成金は自動的に支給されません。毎年度、申請が必要となります。）

申請受付期間内に、子ども家庭支援課分室まで申請してください。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。（土日祝日及び年末年始を除く。）

《提出していただくもの》 ※3ページの注意事項を必ずお読みください。

- 令和7年度京都市高校進学・修学支援金支給申請書
- 在学証明書（原本）
- 「京都府奨学のための給付金」支給決定通知書の写し（支給対象外の方は除く）
- 令和7年度の市民税課税証明書（添付が必要な方のみ）
- 住民票の写し（添付が必要な方のみ）
- 障害者手帳の写し（障害者世帯に該当する方のみ）
- 医師の診断書等（長期療養者世帯に該当する方のみ。写しでも可）

4 申請受付期間について

令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）（※ 郵送は3月31日消印分まで有効）

※ 上記の申請受付期間内に申請書が提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することはできませんので、余裕をもって早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

※ 「京都府奨学のための給付金」を受給される方は、支給決定通知書がお手元に届いてからご申請ください。

5 支給日等について

申請書受付月の翌月末日までに、申請書に記入された口座にお振込します。支給予定日までに、支給の可否を郵送で通知いたします。ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合、「京都府奨学のための給付金」の受給状況の確認又は修正申告等により課税状況の確認に時間を要する場合は、支給が遅れることや支給できないことがあります。

京都府奨学のための給付金は、京都市高校進学・修学支援金とは別の制度です。

（参考）『京都府奨学のための給付金』について

京都府では、全ての意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、京都府内に在住する道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯等の保護者に対し、奨学のための給付金支給事業を実施されています。（申請受付は10月31日まで）（特別支援学校、高等学校等就学支援金支給対象外の学校等は除く。）

支給決定通知書については、新入生の一部早期給付1回目分は7月下旬以降に、その他は10月末以降に順次、国公立高校在学中の方は高等学校を通じて、私立高校在学中の方はご自宅への郵送により送付される予定となっております。（送付時期は、申請時期・審査状況によって異なります。）

【お問合せ先】※送付時期のお問合せは、11月以降にお願いいたします。

（国公立担当）京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 075 - 414 - 5043

（私立担当）京都府文化生活部文教課 経営支援・宗教法人係 075 - 414 - 4516

申請書類の注意事項について【必ずお読みください！】

- 1 令和8年度京都市高校進学・修学支援金支給申請書（市民税非課税世帯 学用品購入等助成金用）
 - ・ 記入例を参考に、丁寧に記入してください。
 - ・ 学用品購入等助成金の支給要件を判定するにあたり、世帯員の課税状況等を確認しています。
申請書の同意欄に世帯員全員の記名をしていただくと、課税証明書及び住民票の写しの添付は不要となります。（ただし、令和8年1月2日以降に本市に転入した方は、同意の有無に関わらず、課税証明書が必要です。）
- 2 在学証明書（原本 ※発行より3か月以内のもの）

令和8年度の入学支度金を申請された高校1年生の方で、提出していただいた方は省略可能です。
ただし、入学支度金の申請時と異なる高等学校等に在学されている場合は添付が必要となります。
高校2年生、3年生の方は必ず提出してください。
- 3 「京都府奨学のための給付金」支給決定通知書の写し（一部早期給付を受けられている方は2枚必要です。）

「京都府奨学のための給付金」の支給対象ではない学校（特別支援学校、高等学校等就学支援金支給対象外の学校等）に在学されている場合は不要です。

※ 「京都府奨学のための給付金」については、2ページをご覧ください。
- 4 令和8年度の市民税課税証明書（発行より3か月以内のもの）

上記1の申請書の同意欄で、調査に同意いただけない方は添付が必要となります。令和8年1月2日以降に京都市に転入した方は、同意の有無に関わらず、添付が必要となります。

なお、令和8年度の入学支度金を申請された高校1年生の方で、令和7年度の市民税課税証明書を提出していただいた方は省略可能です。

※ 令和8年度の市民税課税証明書とは、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得に対する住民税の課税状況の証明書類です。区役所・支所の市民窓口課、出張所、又は証明書発行コーナーで申請するか（一通あたり手数料350円）、コンビニ交付（一通あたり手数料250円）により取得してください。ただし、令和8年1月2日以降に京都市に転入した方は、転入前の自治体で交付を受けてください。

※ いずれかの世帯員の課税証明書に、他の世帯員が被扶養者として記載されていることが確認できる場合は、当該被扶養者の課税証明書は不要です。

※ 同一の世帯で複数の方（兄弟姉妹等）が申請する場合、原本が一部あれば、他の申請者に係る課税証明書はコピーでも構いません。
- 5 世帯員全員が記載された住民票の写し（発行より3か月以内のもの）

上記1の申請書の同意欄で調査に同意いただけない方は添付が必要となります。
- 6 その他の添付書類
 - （1）障害者手帳の写し…障害者世帯に該当する方は添付が必要です。
 - （2）医師の診断書等（写し可）…長期療養者世帯に該当する方は添付が必要です。

※ 氏名、障害の等級、病状などがわかる面をコピーして添付してください。

※ 必要に応じて、上記以外の書類（戸籍謄本の写し等）の提出を求めることがあります。

※ 申請書に記入していただいた氏名、住所及び連絡先につきましては、申請内容の確認や次年度の本奨学金制度の案内に使用させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(市民税非課税世帯 学用品購入等助成金用)

※

受付印	受給者番号又は整理番号		母・父・児 障・長・他
	支給予定額	円	

令和8年度 京都市高校進学・修学支援金 支給申請書

(宛先)京都市長		年 月 日
申請者	住所 (〒 -)	フリガナ 氏名(高校生本人)
	(保護者連絡先) 電話 - - ※住所コード	

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）の給付を申請します。						
申請学校入学 以前の修学状況		中 高 等 学 校			年 月 入学 ～ 年 月	卒業 転校 中退
申請 内容	学 校 名		科目名 (コース名)		学年	
	学校区分	1 国公立 2 私立	種 類	1 全日制 2 定時制 (昼間・夜間) 3 通信制 4 高専 5 専修 (全日制・定時制)		
	修学期間 (予定)	年 月～ 年 月 (箇年)			留年の 有 無	有 (年)・無
世帯区分		2 母子世帯 3 父子世帯 4 児童世帯 5 障害者世帯 7 長期療養者世帯 8 その他世帯				
世帯 員の 状 況	続 柄	氏 名	生 年 月 日	職業・学年等	年間所得額	
	本 人		・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
生 活 保 護 の 受 給 状 況		有 (停 止 含 む) ・ 無				
申請理由		年 月 に購入する (した) 制服、教科書その他学用品等の費用として				
同種の奨学金の 申 請 状 況		・京都府奨学のための給付金() ・その他の同種の奨学金 ⇒ 名称()				

支 払 方 法	口 座 振 込 先					金融機関コード		
	銀行 信金 信組 農協	普通	口 座 番 号			フリガナ 口 座 名 義 人		
	支店 支所			姓 名				

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査(世帯状況、課税状況、生活保護受給の有無、京都府奨学のための給付金受給の有無、その他同種の奨学金受給の有無)について同意します。 [世帯員全員(住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む)の記名をお願いします。]	
年 月 日 (記名)	

(記入上の注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 口座振込先については、原則として申請者、世帯主又は保護者が開設する口座を記入してください。
3 申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、既に支給した分について返還を求めることがあります。

【申請書記入例・市民税非課税世帯用】

(市民税非課税世帯 学用品購入等助成金用)

※ 交付印

受給者番号又は整理番号

支給予定額 円

母・父・児
障・長・他

決定通知書などをお送りする際の宛先となりますので、番地や部屋番号まで、確実に記入してください。

対象となる高校生等のお名前を記入してください。

令和8年度 京都市高校進学・修学支援金 支給申請書

令和8年 ○月 ×日

フリガナ キョウト タロウ

氏名(高校生本人) 京都 太郎

住所 (〒 603 - ×× 京都市北区△△町 9-99 創生マンション701号室

日中にお電話の繋がる番号を記入してください。

電話 ×××-××××- ×××× 住所コード

申請者 (宛先) 京都市長

申請学校入学以前の修学状況

申請学校入学 令和 3 年 4 月 入学 ~ 令和 6 年 3 月 卒業

学校名 おいけ学園高等学校

科目名 普通科 普通コース

学年 2

学校区分 1 国公立 2 私立

種類 1 全日制 2 定時制 (昼間・夜間) 3 通信制 4 高専 5 専修 (全日制・夜間)

修学期間(予定) 令和7年 4月 ~ 令和10年 3月 (3 年)

留年の有無 有 (一年)

世帯区分 2 母子世帯 3 父子世帯 4 児童世帯 5 障害者世帯 7 長期療養者世帯 8 その他

世帯員全員の状況を記入してください。記入しきれない場合は、余白等に記入してください。

京都市奨学のための給付金を申請した場合は、○印をつけてください。なおその申請が却下された場合、又は未申請の場合は、その旨()内に記入してください。

生活保護の受給状況 有 (停止含む) ○ 無

申請理由 令和 8 年 4 月に購入する (した) 制服、教科書その他学用品等の費用として

同種の奨学金の申請状況 京都市奨学のための給付金 () ・その他の同種の奨学金 ⇒ 名称 ()

口座振込先

銀行 信用金庫 農協 普通 2 当座

口座番号 0987654

フリガナ キョウト タロウ

口座名義人 京都 太郎

支店 支所

京都みらい 市役所前

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査(世帯状況、課税状況、無、京都市奨学のための給付金受給の有無、その他同種の奨学金受給の有無)について

令和8年 ○月 ×日 (記名) 京都 太郎 京都 一郎 京都 花子 京都 夢子

世帯員全員の記名をいただくことで、申請に必要な調査を行います。※ただし、調査において確認できない場合、別途書類の提出が必要となることがあります。

裏面の世帯区分基準を参考に、該当する世帯区分に○印をつけてください。

京都市奨学のための給付金以外の、同種の奨学金を申請した場合は名称を記入してください。(例)同種の奨学金
・京都市の交通遺児奨学金
・京都市の母子家庭奨学金
・京都市の高校生給付型奨学金など

保護停止の方は「有」となります。※「有」の場合、原則、学用品購入等助成金は対象となりません。

おおよその年間所得額をご記入ください。

令和7年度の修学状況を記入してください。「種類」は、裏面の基準に従って○印をつけてください。

※ 赤字部分について、もれなく丁寧に記入してください。

⇒ リーフレットの「提出書類についての注意事項」についても、必ずご確認ください！

表面の学校の種類と世帯区分は以下を参考にして記入してください。

＜該当する学校の種類＞

学校の種類は、以下の基準に従って○印をつけてください。

- 1 全日制 → 全日制
- 2 定時制 → 定時制（昼間定時、夜間定時）
- 3 通信制 → 通信制
- 4 高 専 → 高等専門学校
- 5 専 修 → 専修学校の高等課程（全日制・定時制どちらも含む）

＜該当する世帯区分＞※

世帯の区分は、以下の基準に従って○印をつけてください。

2 母子世帯

〔配偶者のない母と20歳未満のお子さま（「母子」という。）のみの世帯又は母子と65歳以上の方のみで構成している世帯〕

3 父子世帯

〔配偶者のない父と20歳未満のお子さま（「父子」という。）のみの世帯又は父子と65歳以上の方のみで構成している世帯〕

4 児童世帯

〔父母のない20歳未満のお子さま（「児童」という。）のみの世帯又は児童とその児童を扶養している65歳以上の方のみで構成している世帯〕

5 障害者世帯

〔父や母が身体障害者手帳3級以上等の世帯（父母又はその一方が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の第3級以上又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1・2級に該当する程度の障害者である世帯）〕

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- 身体障害者手帳・・・3級以上
- 精神障害者保健福祉手帳・・・2級以上
- 療育手帳・・・A又は、Bかつ障害年金2級以上を受給されている方

7 長期療養者世帯

〔父や母が6か月以上入院等している世帯〕

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- ・入院又は寝たきり状態のために医師の往診を受けている状態が現に6か月以上継続している場合又は事由発生（初診等）から6か月以上継続すると認められる場合
- ・6か月以上にわたり、傷病のため就労できず通院治療を受けている場合又は傷病のために就労できない状態が事由発生（初診等）から6か月以上継続すると認められる場合

8 その他世帯

〔その他上記以外の世帯〕

※上記世帯区分のうち、京都府制度の対象となる母子世帯、父子世帯、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯の方については、入学支度金の全額、学用品購入等助成金の一部に京都府からの補助金を受けて支給しています。その他世帯の方については、京都市から全額を支給しています。京都府制度の対象となる世帯の把握のために必要となりますので、世帯区分を記入していただくをお願いします。